

自転車安全・適正利用推進宣言事業所に関する要領

(目 的)

第1条 この要領は、「山口県自転車の安全で適正な利用促進条例」の趣旨に基づき、自転車の利用に係る乗車用ヘルメットの着用や自転車損害賠償責任保険等への加入促進等について、積極的に取り組む事業所を「自転車安全・適正利用推進宣言事業所」(以下「推進宣言事業所」として、当該事業所の活動を推奨するとともに、広く県民に周知を図ることにより、自転車の安全で適正な利用の機運を一層醸成することを目的とする。

(届出要件)

第2条 推進宣言事業所の届出要件は、次のとおりとする。

- (1) 山口県内に所在する事業所であること。
- (2) 自転車を利用する従業員に対して、乗車用ヘルメットの着用や自転車損害賠償責任保険等への加入の促進等、自転車の安全利用及び交通事故防止に積極的に取り組んでいる又は取り組む予定であること。
- (3) 県等が実施する自転車の安全・適正利用に係る施策に協力すること。

(届出の手続き等)

第3条 推進宣言事業所の届出等に関する手続きは、次のとおりとする。

- (1) 届出を行う事業所は、「自転車安全・適正利用推進宣言事業所届出書」(様式1)(以下「届出書」という。)を事務局に提出する。
- (2) 事務局は、事業所から提出された届出書について、前条に掲げる要件の審査を行う。
- (3) 事務局は、前項の審査の結果、事業所が推進宣言事業所の要件を満たしていると判断した場合は、「自転車安全・適正利用推進宣言事業所のぼり旗」を進呈する。

(活動報告の提出)

第4条 推進宣言事業所は、届出後、3年間は、当該年度の取組状況について、「自転車安全・適正利用推進宣言事業所取組結果報告書」(様式2)(以下「取組結果報告書」という。)により、事務局に提出するものとする。

(情報の公開及び取扱い)

第5条 前条の取組結果報告書については、特段の申出がない場合、県のホームページ等に公開するものとする。

(事務局)

第6条 この要領の事務を処理するため、山口県環境生活部県民生活課に事務局を置く。

(その他)

第7条 この要領に関して必要な事項は、県民生活課長が定める。

(附 則)

この要領は、令和6年5月17日から施行する。

自転車安全・適正利用推進宣言事業所 届出書

- 1 自転車安全・適正利用推進宣言事業所として、自転車の安全利用及び交通事故防止に取り組んでまいります。
- 2 自転車利用時における乗車用ヘルメットの着用を促進してまいります。
- 3 自転車利用者の自転車損害賠償責任保険等の加入を促進してまいります。
- 4 県等が実施する自転車の安全・適正利用に係る施策に協力してまいります。

令和 年 月 日

事業所名 _____

代表者名 _____

《事業所における自転車の利用状況》

項 目		人 数
		人
従業員数	うち自転車通勤者（a）	人
	うち業務における自転車利用者（b）	人

※（a）（b）の両方に該当する場合は、それぞれに計上してください。

自転車安全・適正利用推進宣言事業所 活動結果報告書

令和 年度の「自転車安全・適正利用推進宣言事業所」として
の活動結果を報告します。

活動項目	活動内容

令和 年 月 日

事業所名 _____

代表者名 _____